

社協・生活支援活動強化方針 —地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性— (概要版)

平成24年10月29日 全社協 地域福祉推進委員会

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の実績

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動
 - ・ボランティア・市民活動センター事業や福祉教育などを通じた住民参加を推進
 - ・心配ごと相談事業やふれあいのまちづくり事業等を通じた総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスへの先駆的な取り組み
 - ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業における経済的困窮者への支援や権利擁護の取り組み 等
- こうした長年の取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
 - ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
 - ・経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等
- ↓
- ・孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や悪質商法などの権利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。

- 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
 - * 委員総会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組むべき事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
 - * 常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
 - * 全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ・決定

【方針の構成・内容】(★別紙参照)

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ②」の実施に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況をふまえ、アクションプランに示された内容をチェック項目として今後の取り組みを検討・明確化し、実行する。《アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割》
 - 基盤整備に向けた国や自治体との協議や働きかけ。
 - 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
 - 事業規模の小さな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に応じた支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困窮等の福祉施策の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを展開。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉施策の充実の推進。

②実現に向けた基盤整備について

- 各自治体における地域福祉の施策の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政のなかではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定などを通じて行政とのパートナーシップを構築し、基盤整備に取り組む。
- 厚生労働省において現在検討されている『生活支援戦略』によって、今後展開される生活困窮者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基盤整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をふまえ、地域のさまざまな関係者との協働や共同募金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

(別紙)

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた 行動宣言

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

【あらゆる生活課題への対応】

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

【相談・支援体制の強化】

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチの徹底】

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

【地域のつながりの再構築】

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた アクションプラン

「行動宣言」において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を具体的に示したものである。

ステップ① *「ステップ②」の実施に向けて 当面行う必要のある取り組み

1. 行動宣言の社協役職員への周知と取り組みに向けた役職員の意識改革
2. 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
3. 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスの対応事例の蓄積

1. 「総合相談事業」「心配ごと相談事業」「ボランティア相談」などの相談活動の周知及び体制整備
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の蓄積・強化
3. 各部所を横断するケース検討会の開催の定期化

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)のモデル配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置することを想定)
2. 住民と専門職の協働による小地域を単位とする地域ケア会議のモデル実施
3. 寄り添い型支援のモデル実施
4. 地域の事業者・商店等との連携

1. 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等(地域福祉推進基礎組織)の支援及び設置促進
2. 見守り・支援やサロン活動などの住民福祉活動の支援
3. 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
4. 地域住民やボランティア・NPO団体との協働事業の開発

1. 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と積極的な広報活動の展開
2. 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しの推進
4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備

ステップ② *行動宣言を具体化するうえで 取り組みが求められる事業

1. 経済的困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク(プラットフォーム)の形成
2. 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
3. 経済的困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
4. 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等のほか、ハローワークや教育機関などとの連携による経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施
5. 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

1. 相談体制の充実(曜日を問わず相談を受ける体制の確保、制度・事業、分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員の配置、「生活支援・相談センター」の設置)
2. 行政との協議等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)の配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置)
2. 寄り添い型支援の事業化
3. 地域の問題発見・相談支援のシステム化
4. 在宅福祉サービス事業の地域展開

1. 福祉委員や民生委員・児童委員等が担う身近な相談機能づくり(「福祉なんでも相談」等)
2. 小地域における住民福祉活動の活動拠点の整備(小学校区程度)
3. 小地域を単位とした小地域福祉活動計画の策定
4. 地域住民やボランティア・NPO団体等の活動財源としての共同募金運動の活性化

1. 行政と協働した地域福祉推進の状況の評価
2. 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

市区町村社会福祉協議会の概要

平成 25 年 1 月 16 日 全社協 地域福祉部

《社会福祉協議会の性格・目的》

- 社会福祉協議会（以下、社協という。）は、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」をめざす「公共性と自主性を有する民間組織」である。
- 社会福祉法では、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている。

《社会福祉協議会の組織》

- 社会福祉法において、市町村、都道府県、全国の各段階に設置するものとされ、全国ネットワークを有した組織である。市区町村社協は、社協組織の基礎単位であり、ほぼ 100%に近い組織が社会福祉法人化されている。（法人化率 99.0% 平成 24 年 4 月現在）
- また、市区町村社協の多くが、校区福祉委員会、地区社会福祉協議会等、より住民に身近な学区や自治会等の小地域を圏域に住民福祉活動をすすめる組織が設置されている。

《市区町村社協の構成》

- 市区町村社協は、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア・NPO団体や保健・医療・教育などの地域の関係機関、及び行政の参加によって組織されている。
- 社会福祉法では、区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとされている。
- また、関係行政庁が支配する事態を避ける趣旨から、関係行政庁職員は役員総数の5分の1を超えてはならないこととされている。

《事業の概要》

- 市区町村社会福祉協議会では、地域の実情に応じて、多様な事業を展開している。（参考参照）
- 特に、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業などへの取り組みを通じて、地域住民にとっての福祉相談の窓口となっている。
- また、近年においては、日常の住民福祉活動を通じた要援護者支援の体制づくりや災害時における全国ネットワークを活かした災害ボランティアセンターの運営などへの取り組みも積極的に行っている。

市区町村社会福祉協議会の主要な事業

（主要な事業例と実施社協の割合）

地域福祉活動推進部門	住民に身近な小地域における福祉活動の推進	校区福祉委員会や地区社協等の設置(47.4%)《2009年4月現在》 ふれあいいきいきサロンの実施(89.9%)《実施箇所数=55,280か所》《2012年4月現在》 地域住民による見守り・支援活動〔小地域ネットワーク活動〕の実施(66.7%)《約172万人の対象者へ約37.3万人の住民が協力》《2012年4月現在》
	住民参加による地域福祉の推進 ボランティア・市民活動推進 ボランティア・市民活動推進 福祉のまちづくりの推進	ボランティアセンターの設置及びセンター機能を有する(92.3%) ボランティア連絡会の設置(59.7%)《2009年4月現在》
	当事者(家族)の組織化支援	認知症高齢者(15.4%) 身体障害児・者(62.36%)、知的障害児・者(56.5%)精神障害者(30.5%)、母子家庭(42.4%)、父子家庭(5.0%)《2009年4月現在》
	地域福祉活動計画の策定	策定済(40.1%)《2009年4月現在》
福祉サービス利用支援部門	福祉相談の実施	総合相談事業(87.3%) 一毎日実施(33.2%) 生活福祉貸付金事業はすべての市区町村社協が窓口であり、あわせて相談などを行う。《2012年4月現在》
	福祉総合相談、福祉サービスの利用の支援、生活福祉資金貸付事業等	基幹的社協(857か所) 利用者数(37,814人:高齢者52% 知的障害者等21% 精神障害者等22%、その他5%)《2012年3月末現在》
	法人後見の実施	法人後見の実施(162社協)《2012年3月末現在》
在宅福祉サービス部門	その他	地域包括支援センターの実施(22.3%)《2009年4月現在》
	介護保険法に基づく介護サービス	訪問介護(71.7%)、通所介護(49.6%)、訪問入浴介護(28.5%)、居宅介護支援(71.1%)《2009年4月現在》
	介護保険・障害者自立支援法に基づく制度サービスとその他制度外サービス	障害者自立支援法に基づく福祉サービス 居宅介護(67.4%)、重度訪問介護(53.3%)、生活介護(14.8%)、相談支援事業(14.9%)、コミュニケーション支援事業(10.0%)、移動支援事業(39.8%)、相談支援事業(14.9%)《2009年4月現在》
法人運営部門	地域住民の参加を得て行う制度外サービス	配食サービス(57.5%)、外出支援サービス(45.9%)、住民参加型在宅福祉サービスの実施(22.1%)《2009年4月現在》
法人組織のマネジメント(財務・人事管理、役員会の運営等)		

市区町村社協・職員数(2009年4月現在)

	職員数	1社協あたり平均
一般事業職員	26,388 人	13.6 人
（正規職員）	16,301 人	8.4 人
（非正規職員）	10,087 人	5.2 人
経営事業職員	99,650 人	51.3 人
（正規職員）	24,298 人	12.5 人
（非正規職員）	75,352 人	38.8 人
合 計	126,038 人	64.9 人

* 一般事業職員＝事務局長、事務職、地域福祉担当職員（地域福祉コーディネーターを含む）、相談担当職員（日常生活自立支援事業の専門員や生活福祉貸付事業の相談員等を含む）
* 経営事業職員＝介護保険サービスなどの在宅福祉サービス事業担当職員（管理者、ホームヘルパー、介護職、生活指導員、看護師等）
* 正規職員／契約期間の定めのない職員、非正規職員／契約期間の定めのある職員／パート職員等